

「令和4年度 鶴岡市新規創業促進助成金」に係るQ&A

令和4年6月

1. 事業形態について

問1. 対象となる創業の形態は？

答 原則として自己資本及び融資により起業し、創業者本人が自らの経営判断により、独自性・独創性を発揮し、営利事業を営む方を対象としています。
事業形態については実施要領をご確認ください。

問2. 鶴岡市外に在住している代表者が、鶴岡市内に法人を設立した場合は対象となるか？

答 対象となります。

問3. 従業員が独立開業する。グループ企業の位置づけだが対象となるか？

答 法人の代表者となっている者の起業でないこと、設立する企業の資本金額または出資総額の50%以上が特定の第三者によるものでないこと等の要件を満たすものであれば、対象とします。

問4. 元会社役員の創業は対象となるか？

答 前社を退職している者については対象となります。ただし、申請は代表者1個人につき一度限りとしたします。

問5. 個人事業を営んでいるが、新たに法人を設立する場合は対象となるか？

答 既に事業を営んでいることとなるため、対象外です。
ただし、県外に住んでいる個人事業主が、本市に移住し法人を設立する場合は対象とします。(市内の創業支援機関と連携することを条件とします。)

問6. 給与収入や年金収入等のある者が、副業の位置づけで創業する場合は対象となるか？

答 対象外となります。また、主たる事業であっても、売上が少額であるなど単独での経営が成り立たないと判断されるものも対象外となります。

問7. 少額投資で事業を開始したい。対象となる金額の範囲は？

答 交付金額が1万円未満となるものは、対象外となります。

問8. 対象者の(2)県外から市内に移住し開業した個人事業主の要件に、「居宅とは別に事業所を開設する者又は居宅と事業用スペースが明確に区別できるものに限る。」とあるが、店舗を構えない場合は対象になるか？

答 対象外となります。ただし、(1)新規創業者の条件に合致し、創業支援事業者が本助成金で「創業」とするものに該当すると認め、支援事業を受けた者は対象となります。

2. 対象経費について

問1. 令和3年3月に不動産賃貸契約を交わし、令和3年4月に起業している。対象となる不動産賃貸料の範囲は？

答 ①契約初月から3か月を限度とし、②令和3年4月～令和5年2月に発生・支払したものの双方の条件を満たすものが対象となり、この場合は令和3年4月～5月の2か月分のみ対象となります。

問2. 商品原材料、水道光熱費、ガソリン代等は対象になるか？

答 対象外となります。

問3. 対象外となる設備や備品等の例は？

答 営業車両、パソコン、タブレット、コピー機等汎用性の高い機器、財産の取得に係る経費は対象外となります。(賃借料・リース料は、契約から3か月分を限度に対象となります。)

ただし、例えば店舗に設置するエアコンは取り外しができ、汎用性が高い機器ではありますが、業務上必要不可欠であり、転用するにも相当の労力と費用がかかるとして対象となるものもあります。判断に迷うものがございましたら、都度市商工課までお問い合わせください。

3. 申請・報告関係書類について

問1. 創業日についてはどこで確認するのか？

答 以下の資料から確認します。

法人 …商業・法人登記簿謄本中の「会社成立の年月日」欄に記載された日

個人事業主…個人事業の開業届出書中の「開業日」欄に記載された日

問2. 実績報告時の提出書類のうち、(3)領収書の写し等の支払いの根拠となる書類について、クレジットカード払いの場合は何を提出すれば良いか？

答 カードの利用明細書の写しを添付してください。明細書で支払日や金額等が確認できれば、通帳の写しは不要です。ただし、明細書で経費の内容が確認できない場合は、請求書の写し等を併せて提出してください。